

## 与論町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成13年3月1日

### 訓令第1号

与論町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成7年訓令第4号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために実施する浄化槽設置整備事業補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。

(2) 削除

(3) 専用住宅 主として居住の用に供する建物、又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物で、事業活動に伴って生じる汚濁水を排出しない建物をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 町長は、町内全域において専用住宅に浄化槽を設置する者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては補助金を交付しない。

(1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出及び審査、又は建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく届出及び確認を受けずに、浄化槽を設置するもの

(2) 販売目的で、浄化槽付き住宅等を建築する者

(3) 専用住宅を借りている者で、賃借人の承諾が得られない者

(4) 開発行為に関する規則等により浄化槽を設置する者

(5) 国、県及び町の施設並びにこれらに準ずる施設に、浄化槽を設置するもの

(6) 農業集落排水事業計画区域以内に浄化槽を設置する者

(補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、浄化槽の設置に要する費用とし、補助金の額は次の各号に掲げる金額を限度とする。

(1) 5人槽 332,000円

(2) 6人槽から7人槽 414,000円

(3) 8人槽から10人槽 548,000円

(補助金交付申請書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助事業等の事業計画書(別記第2号様式)

(2) 補助事業等に係る収支予算書(別記第3号様式)又はこれに代わる書類

(3) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し

(4) 専用住宅を借りている者は、賃借人の承諾書

(5) 浄化槽工事費見積書の写し

(6) 全国浄化槽普及促進市町村協議会において行う浄化槽登録制度の登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)

(7) 浄化槽機能保証に係る保証登録証(市町村用)

(8) 浄化槽設備士免状の写し、又は浄化槽施工技術特別講習会終了書の写し

(9) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前条の決定に条件を付することができる。

3 町長は、前2項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(別記第5号様式)によりそれぞれ通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第3項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助改正平成16年3月24日訓令第3号 平成17年3月31日訓令第12号

平成18年5月31日訓令第17号 平成19年4月1日告示第13号

金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(別記第6号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合は、工事完了を予定していた日までに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業が完了したときは、1箇月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに実績報告書(別記第7号様式)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽工事完了検査申請書(別記第7の2号様式)
- (2) 収支精算書
- (3) 施工写真
- (4) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (5) 工事チェックリスト
- (6) その他町長が必要とするもの

(補助金の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し若しくは現地確認検査等を行ない、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに対する条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(別記第8号様式)により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の通知を受けた補助対象者が補助金を請求しようとするときは、補助金交付請求書(別記第9号様式)に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助対象が次の各号の一に該当する場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(現場確認)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(その他)

第15条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月24日訓令第3号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日訓令第12号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月31日訓令第17号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年4月1日告示第13号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別記第1号様式  
(第5条関係)

平成 年 月 日

与論町長 殿

申請者住所  
氏 名

補助金交付申請書

平成 年度において浄化槽を設置したいので与論町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 設置場所 与論町 番地
- 2 種類 A 建設大臣型式認定浄化槽 B その他  
製造業者名  
処理方式  
人槽区分 人槽
- 3 交付申請額 金 円
- 4 住宅の形態 A 個人住宅 B 集合住宅 ( 世帯)
- 5 住宅の種類 A 一般住宅 (延べ床面積 m<sup>2</sup>)  
B 店舗付併用住宅 (居住部分の延べ床面積 m<sup>2</sup>)  
店舗の種類 ( )
- 6 工事着手年月日 平成 年 月 日
- 7 工事完成予定年月日 平成 年 月 日
- 8 放流先 (A 河川) (B 道路側溝) (C その他)

(添付書類)

- 1 補助事業等の事業計画書 (別記第2号様式)
- 2 補助事業等に係る収支予算書 (別記第3号様式)
- 3 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し
- 4 専用住宅を借りている者は、賃借人の承諾書
- 5 浄化槽工事費見積書の写し
- 6 全国浄化槽普及促進市町村協議会において行う浄化槽登録制度の登録証の写し及び登録浄化槽管理票 (C票)
- 7 浄化槽機能保証に係る保証登録証 (市町村用)
- 8 浄化槽設備士免状の写し又は、浄化槽施工技術特別講習会終了書の写し
- 9 その他町長が必要と認める書類

別記第2号様式  
(第5条関係)

平成 年度浄化槽設置整備事業計画書

申請者氏名

事業名	浄化槽設置整備事業					
事業量						
総事業費						
施行箇所等						
施行期間	自	平成	年	月	日	日間
補助事業の目的及び概要又は内容						

別記第3号様式  
(第5条関係)

収 支 予 算 書 (精 算 書)

収入の部

区 分	本年度予算額	前年度決算額 本年度精算額	比 較	摘 要
補助金				
融 資				
計				

支出の部

区 分	本年度予算額	前年度決算額 本年度精算額	比 較	摘 要
計				

別記第4号様式  
(第6条関係)

与 町 第 号  
平成 年 月 日

殿

与論町長 印

補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、  
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付金額 金 円

2 交付条件等

(1) 交付条件

平成 年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。ただし、やむをえない理由により事業を完了することができない場合において、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けたときはこの限りでない。

(2) 承認事項等

ア 次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(ア) 補助事業の内容を変更しようとする時

(イ) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 状況報告

補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(4) 実績報告

補助金にかかる事業が完了したときは、1箇月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。

(5) 補助金の確定、通知

町長は、前項の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。

(6) 補助金の交付

補助金は、前号の規定により補助金の確定後、速やかにその金額を交付する。



別記第6号様式  
(第7条関係)

平成 年 月 日

与論町長 殿

補助対象者 住 所 大島郡与論町 番地  
氏 名 印

変 更 承 認 申 請 書

平成 年 月 日付け与論町第 号で補助金交付決定を受けた浄化槽設置  
整備事業補助金について、補助金申請内容を下記のとおり変更したいので、承認くださ  
るよう申請します。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止  
(理由)



別記第7号様式  
(第8条関係)

平成 年 月 日

与論町長 殿

補助対象者 住 所 大島郡与論町 番地  
氏 名 印

実 績 報 告 書

平成 年 月 日付け与町第 号で交付決定の通知を受けた浄化槽設置  
整備事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 平成 年 月 日

(添付書類)

- 1 収支精算書 (別記第3号様式)
- 2 浄化槽工事完了検査申請書
- 3 施工写真
- 4 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- 5 工事チェックリスト

平成 年 月 日

浄化槽工事完了検査申請書

与論町長 殿

補助対象者 住 所 大島郡与論町 番地  
氏 名 印

次のとおり浄化槽工事が完了しましたので、工事完了の検査をお願いします。

設 置 場 所	大島郡与論町 番地
工事完了年月日	平成 年 月 日
浄化槽工事業者	住所 大島郡与論町 番地 氏名 県知事登録・届出第 号
浄化槽設備士	

----- 以下の欄には記入しないで下さい。 -----

浄化槽設置完了確認書

次のとおり現場確認を終了しました。

平成 年 月 日

確認者 氏 名 印

立会人 氏 名 印

与論町長 殿

別記第8号様式  
(第9条関係)

与 町 第 号  
平成 年 月 日

殿

与論町長 印

補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付けで報告のあった浄化槽設置整備事業補助金については、  
下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

補助金 円

別記第9号様式  
(第10条関係)

平成 年 月 日

与論町長 殿

補助対象者 住所 大島郡与論町 番地  
氏名 ㊞

補助金交付請求書

平成 年 月 日付け与町第 号で確定通知を受けた浄化槽設置整備事  
業補助金を、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円